

## ○岡山理科大学早期卒業規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学早期卒業規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学学則(以下「学則」という。)第33条の2の規定に基づき、岡山理科大学(以下「本大学」という。)の早期卒業について必要な事項を定めるものとする。

(早期卒業)

第2条 早期卒業は、3年次卒業とする。

2 3年次卒業は、本大学に3年以上在学し、学則第33条の2第1項の規定により学長が卒業を認定するものである。

(履修の特例)

第3条 2年次終了時点において早期卒業を希望する者は、学科長等の推薦を経て履修の特例を学部長に願い出るものとする。

2 履修の特例は、当該学部教授会の審議を経て、学部長が許可する。

3 前項により、履修の特例を許可された者は、3年次において4年次配当科目を履修することができるものとする。

4 履修の特例を受けることができる基準は、別に定める。

(早期卒業の資格)

第4条 早期卒業することのできる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 学則第33条第1項に定める卒業に必要な単位数を修得していること。

(2) 修得した単位の成績が別に定める基準に達していること。

(3) 早期卒業を希望していること。

(早期卒業の判定)

第5条 学科長等は、3年次終了時に、当該学科の早期卒業候補者の早期卒業が適格であるかどうかを審査する。

2 前項により適格とされ早期卒業を希望する者は、早期卒業認定申請書を当該学科長等を経て、学部長に提出しなければならない。

3 早期卒業の判定は、当該学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月28日 第1回大学協議会)

この改正規程は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

○岡山理科大学理学部早期卒業に関する申合せ

岡山理科大学早期卒業規程（以下、「規程」という。）に基づき、履修の特例及び早期卒業の資格について以下のとおり基準を定める。

1 規程第3条4項（履修の特例）の基準について以下のとおり定める。

(1) 特例の適用は原則として大学院進学予定者に限る。

(2) 前号のうち、以下の成績基準充足者に対してのみ特例の適用を許可する。

成績基準

学科	卒業に必要な専門教育科目、基盤教育科目の合計修得単位数	基盤教育科目外国語系科目の取得単位数 ※1	修得専門教育科目の平均点（小数点以下切捨て）
応用数学科	98単位以上	6単位以上	90点以上
基礎理学科	98単位以上	6単位以上	90点以上
物理学科	98単位以上	6単位以上	90点以上
応用物理学科※3	98単位以上	6単位以上	90点以上
化学科	大学院早期進学コースの進級判定基準に従う。※2		85点以上（専門関連科目を除く）
生物化学科	98単位以上	6単位以上	90点以上
動物学科	98単位以上	6単位以上	90点以上
臨床生命科学科	98単位以上	6単位以上	90点以上

※1 基盤教育科目外国語系科目の卒業必要条件：必修科目2単位、選択必修科目4単位以上。

※2 大学院早期進学コースの進級判定基準：岡山理科大学理学部履修規程第9条の進級判定基準、化学科 2年次→3年次の表を参照のこと。

※3 物理科学専攻と臨床工学専攻医用科学コースの学生のみ適用とする。

2 規程第4条第2号（早期卒業の資格）の基準について以下のとおり定める。

成績基準

学科	修得専門教育科目の平均点（小数点以下切捨て）
応用数学科	90点以上
基礎理学科	90点以上
物理学科	90点以上
応用物理学科	90点以上
化学科	85点以上（専門関連科目を除く）
生物化学科	90点以上
動物学科	90点以上
臨床生命科学科	90点以上

3 岡山理科大学理学部早期卒業に関する申合せの改廃は、理学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成22年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成23年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成24年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成25年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成27年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月19日 第554回理学部教授会）

この改正申合せは、令和5年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した学生には、従前の申合せを適用する。

○岡山理科大学工学部早期卒業に関する申合せ

岡山理科大学早期卒業規程（以下、「規程」という。）に基づき、履修の特例及び早期卒業の資格について以下のとおり基準を定める。

1 規程第3条の4項（履修の特例）の基準について以下のとおり定める。

(1) 特例の適用は原則として大学院進学予定者に限る。

(2) 前号のうち、以下の成績基準充足者に対してのみ特例の適用を許可する。

成績基準

学科・コース	卒業に必要な専門教育科目、基盤教育科目の合計修得単位数	基盤教育科目外国語系科目の修得単位数※1	修得専門教育科目の平均点（小数点以下切捨て）	
機械システム工学科	「履修の特例」の適用を認めない。			
電気電子システム学科	「履修の特例」の適用を認めない。			
情報工学科	「履修の特例」の適用を認めない。			
応用化学科	98単位以上	4単位以上	88点以上	
バイオ・応用化学科	98単位以上	4単位以上	88点以上	
知能機械工学科	98単位以上	6単位以上	90点以上	
建築学科	「履修の特例」の適用を認めない。			
生命医療工学科	生体工学コース	98単位以上	6単位以上	85点以上
	再生医療コース	98単位以上	6単位以上	85点以上
	臨床工学コース	「履修の特例」の適用を認めない。		
工学プロジェクトコース	「履修の特例」の適用を認めない。			

※1 基盤教育科目外国語系科目の卒業必要条件：必修科目2単位、選択必修科目4単位以上。

2 規程第4条第2号（早期卒業の資格）の基準について以下のとおり定める。

成績基準

学科・コース	修得専門教育科目の平均点（小数点以下切捨て）
応用化学科	88点以上
バイオ・応用化学科	88点以上
生命医療工学科・生体工学コース／再生医療コース	85点以上

3 岡山理科大学工学部早期卒業に関する申合せの改廃は、工学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成22年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成23年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成24年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成25年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成27年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成28年4月1日から施行する。

この改正申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月19日 第555回工学部教授会）

この改正申合せは、令和5年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した学生には、従前の申合せを適用する。

○岡山理科大学生命科学部早期卒業に関する申合せ

岡山理科大学早期卒業規程（以下、「規程」という。）に基づき、履修の特例及び早期卒業の資格について以下のとおり基準を定める。

1 規程第3条4項（履修の特例）の基準について以下のとおり定める。

(1) 特例の適用は原則として大学院進学予定者に限る。

(2) 前号のうち、以下の成績基準充足者に対してのみ特例の適用を許可する。

成績基準

学科	卒業に必要な専門教育科目、基盤教育科目の合計修得単位数	基盤教育科目外国語系科目の取得単位数 ※	修得専門教育科目の平均点（小数点以下切捨て）
生物科学科	98単位以上	6単位以上	88点以上

※ 基盤教育科目外国語系科目の卒業必要条件：必修科目2単位、選択必修科目4単位以上。

2 規程第4条第2号（早期卒業の資格）の基準について以下のとおり定める。

成績基準

学科	修得専門教育科目の平均点（小数点以下切捨て）
生物科学科	88点以上

3 岡山理科大学生命科学部早期卒業に関する申合せの改廃は、生命科学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

附 則（令和4年10月19日 第6回生命科学部教授会）

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。